

日本遺産国境の島かたりべ原稿制作業務実施要領

壱岐市にある日本遺産構成史跡についてガイドをする際、他の国境の島(対馬、五島、新上五島)への周遊に繋がるようなガイドができるような「かたりべ原稿」を制作する。

1 事業概要

(1) 業務名

日本遺産国境の島かたりべ原稿制作業務

(2) 業務目的

日本遺産国境の島は、壱岐市、対馬市、五島市、新上五島町の4自治体で構成されています。壱岐市だけでなく、他の島への周遊を促すことで、国境の島への理解と、日本遺産の認知度向上のため、史跡の案内原稿を制作することを目的としています。

(3) 事業内容

別紙仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

(5) 契約形態

委託契約とする

2 予定価格

(1) 限度額

810,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 参加資格

参加は公募によるものとし、本業務に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者を対象とします。

(1) 令和4年度壱岐市競争入札参加資格名簿に登録されている者。

(2) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者。

(3) 過去に、日本遺産国境の島壱岐・対馬・五島～国境の架け橋～に関する事業を受託した者。壱岐市以外の自治体(長崎県、対馬市、五島市、新上五島町)で受託した者も含まれる。

上記の者と連携するため、複数の企業がJVを結成して実施することも可能とする。

- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、壱岐市から競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (5) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、壱岐市の競争入札参加停止等措置要領等に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (6) 市税を滞納していない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

4 説明会及び質問の受付

説明会はいたしません、質問は以下の期間でメールにて受け付けます。

この場合には、送信後、必ず電話にて到達の確認をしてください。

(1) 質問の受付期限

令和5年1月6日（金）午後5時まで

(2) 質問の提出方法

質問書（別紙1）に必要事項を記載の上、電子メールにて観光課宛に送信してください。メールの件名は、「かたりべ原稿制作業務の問い合わせ（会社名）」としてください。

また、質問がない場合でも、回答内容の送付を希望する場合は、電子メールにより、社名、担当者名、連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）を記載し送付してください。

(3) 質問の回答

質問に対する回答は、令和5年1月6日（金）までに、質問のあった者全員及び希望者に電子メールにより回答します。

5 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

- ①参加申込書（別紙2）
- ②会社概要書（別紙3）

(2) 提出期限

令和5年1月10日（火）午後5時

(3) 提出方法

郵送又は持参

(4) 提出場所

壱岐市役所 観光課

（持参） 811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触 620-1 壱岐振興局別館 2階

（郵送） 811-5192 壱岐市郷ノ浦町本村触 562

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を提出してください。なお、提出していただく書類等は返却しません。また、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

- ①企画提案書（壱岐市構成史跡「勝本城跡」を説明するためのかたりべ原稿）
- ②積算見積書（様式任意）

本委託業務の実施に伴う全ての経費（消費税及び消費税相当額を含む）を算出し、見積書を提出してください。

積算の内訳が分かるよう具体的に記載してください。

企業等の代表者印を押印してください。

- ③工程表（A4サイズ 任意様式）

別紙仕様書の内容に基づき企画提案する業務の具体的な実施スケジュールを作成してください。

- ④実施体制表

- ⑤受託実績に関する資料（様式任意 5ページ内）

(2) 提出部数

正本1部及び副本4部

(3) 提出期限

令和5年1月13日（金） 午後5時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 企画提案書等の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出には原則として応じません。

(6) 提出先

壱岐市役所 観光課

(持参) 811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触 620-1 壱岐振興局別館 2階

(郵送) 811-5192 壱岐市郷ノ浦町本村触 562

7 受託候補者の選定

(1) 審査方法

- ・当業務は、提出された書類をもとに、書面審査により受託候補者を決定します。審査会は令和5年1月中旬に審査を行います。
- ・概算見積書の金額が安価な提案を行った者を、第一義的に採用するものではありません。

(2) 審査基準

- ・100点満点のうち、合計得点が最も高い提案者を特定する方式とします。ただし、最も高い得点が50点以下の場合は、契約予定者の対象外となります。また、同点となる提案が複数あった場合は、審査会での協議により順位を決定するものとします。
- ・下表のとおり

審査項目		配点
1	壱岐市の日本遺産に加えて、他の島への周遊促進が期待できる内容となっているか。	30点
2	歴史に詳しくない方も理解できるよう、わかりやすく、面白味のある要素が含まれているか。	30点
3	委託事業を効率的に行うことができる人員体制・スケジュールとなっているか。	20点
4	経費内訳等が妥当なものか	20点
合 計		100点

(3) 結果通知

審査結果については、採用の有無に関わらず、後日書面で通知するとともに、壱岐市ホームページに結果の公開を行います。

なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

8 契約の締結

採用業者とは、内容を別途協議の上、契約を締結します。

契約内容については、協議の中で、変更する場合があります。なお、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の事業者との契約交渉を行います。

最終的な契約内容及び金額については、審査後、契約交渉候補者と壱岐市の間で提案内容等を確認する場を設け、実施可能な内容について、精査、調整のうえ、最終的な仕様、金額を確定するものとします。

提案内容及び見積額でそのまま契約を行うものではありません。

9 その他

- (1) 提案は、参加業者1社につき1案とします。
- (2) 次に掲げる場合については提案を無効とします。
 - ①所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ②本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (3) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。提出された企画提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (6) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (7) 業務の実施にあたり、第三者（市及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (8) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、市に帰属するものとします。
- (9) 当事業は、国の「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用した事業であり、会計検査等の対応が生じる場合があります。

10 スケジュール

令和5年1月 4日（水）	公募開始
令和5年1月 6日（金）午後5時	質問締切
令和5年1月 6日（金）	質問への回答
令和5年1月10日（火）午後5時	参加申込書提出期限
令和5年1月13日（金）午後5時	企画提案書等提出期限
令和5年1月中旬（予定）	審査結果通知
令和5年1月中旬（予定）	契約締結

11 問い合わせ先

壱岐市 企画振興部 観光課 市山・篠崎
〒811-5192 壱岐市郷ノ浦町本村触562
電話 0920-48-1130 / FAX 0920-48-1120
メールアドレス iki-kankou@city.iki.lg.jp